

## 津野町滞在延長・周遊促進委託業務公募型プロポーザル審査要領

津野町滞在延長・周遊促進委託業務公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

### 1. 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「津野町滞在延長・周遊促進委託業務公募型プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2. 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目及び審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- ① 基本的な考え方、企画概要・構成（配点20点）
- ② システム整備（配点10点）
- ③ 謎解き周遊ラリーの実施内容（配点20点）
- ④ 広報・情報発信の方法（配点20点）
- ⑤ 独自提案（配点5点）
- ⑥ 業務の実施体制（配点10点）
- ⑦ 類似業務の実績（配点5点）
- ⑧ 経費見積書（配点10点）

### 3. 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づき、津野町滞在延長・周遊促進委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、別途定める「審査基準」に基づき各方面から総合的に審査を行う。

審査委員会開催日程・場所

日程：令和6年7月1日（月）（予定）

場所：津野町役場本庁舎 2階第1会議室

### 4. 審査の方法

(1) 審査

- ① 審査は、審査会において書類およびプレゼンテーションを実施の上行う。
- ② 審査委員会では、参加者から提出された企画提案書に対する審査を行う。
- ③ 各審査委員は、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。
- ④ すべての審査が終了し、各審査委員の審査結果を集計後、最優秀企画提案者と次点者を決定する。最優秀企画提案者に本事業の優先交渉権を与え、契約に向けた交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点の者と交渉を行う。
- ⑤ 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に

候補者と次点者を選定する。

- ⑥ 審査による評価点の合計が、満点の2分の1（最低基準）に満たないときは失格とする。なお、参加者が1者の場合は、最低基準を超えた場合のみ最優秀企画提案者とする。

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は、1者20分間以内（予定）とする。質疑応答10分間を参加者ごとに行う。出席者は3名以内とし、業務責任者、若しくは担当者となる者は必ず1名出席すること。なお、プロジェクターによる説明を行う場合、審査委員会でプロジェクター及び投影スクリーンは用意するが、パソコンは持参のこと。また、この場合は機器接続確認のため担当者まで連絡すること。
- ② 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。
- ③ すべての参加者の審査が終了し、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定する。
- ④ 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。

(3) 審査結果の発表

審査結果については、令和6年7月2日（火）（予定）までに、すべての参加者に文書を発送する。